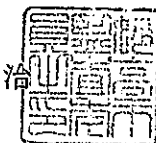


妙高市監査委員告示第 2 号

妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

平成30年6月29日

妙高市監査委員 水野 隆 治



妙高市監査委員 関根 正 明



- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（補助金）
- 2 監査の対象
 - ・あらいまつり実行委員会、観光商工課
（あらいまつり実行委員会補助金 ※所管課の事務を含む）
 - ・妙高温泉土地株式会社、観光商工課
（妙高市鉱泉源保護管理施設整備事業費補助金 ※所管課の事務を含む）
 - ・妙高高原ジュニアスキー育成会、生涯学習課
（妙高市ジュニア競技スポーツ育成団体補助金 ※所管課の事務を含む）
- 3 監査の範囲 平成28年度の補助金に関する事務
- 4 監査の実施期間 平成30年3月1日 ～ 平成30年6月28日
- 5 監査の着眼点 補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程
 - （1）書類審査 平成30年3月26日～平成30年4月28日
 - （2）事情聴取 平成30年5月30日
- 8 監査の結果 上記補助金に関する財務事務はおおむね適正に執行されていた。